

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	平成27年10月20日 午後2時から午後4時5分まで
開催場所	飯塚市役所本庁第2別館2階 会議室
出席委員	有吉委員、江原委員、岡本委員、鐘ヶ江委員、許斐委員、高橋（泰子）委員、辻田委員、時川委員、中竹委員、野上委員、淵上委員、丸野委員、山梨委員、山本委員
欠席委員	高橋（浩一）委員、多田委員、原委員、平川委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森部）、同・課長補佐（大庭） 同・障がい者自立支援係長（室屋）、同・係員（井上）
会議内容	<p>1. 第3期飯塚市障がい者計画の平成26年度推進状況等について [事務局説明]</p> <p>○資料1・2に基づき説明。 [委員からの意見、質疑応答]</p> <p>【計画各論第2章～権利擁護～（資料1：3ページ 事業番号8）】</p> <p>○（障がい者虐待防止センターにおける通報等受付件数及び支援件数が報告されていることに関連して）山口県の障がい者通所施設や千葉県精神科病院における障がい者虐待事案が報道されたところであるが、施設等における虐待は映像等の物証がなければ有無が判断し難いため、報道されたこれらの事案は氷山の一角ではないかと懸念している。障がい者虐待を防止するためには、何らかの「第三者の目」が必要ではないか。 ⇒（事務局より）障がい者施設における障がい者虐待事案が発生した際は、市としては県の障がい者福祉担当部局に報告して対応を協議した上で、厚生労働省の示す要領に沿って事実確認（施設への立入による関係者からの聴取等）を実施することになっている。その過程において、専門の相談窓口や弁護士等の専門職のアドバイスを受けることが考えられる。 ⇒（委員より）私たち障がい者家族会関係者は、障がい者が置かれている現状を理解する立場にある者として協力できると考えているので、障がい者虐待の防止という問題に関しても行政と連携していきたい。</p> <p>【計画各論第3章～保健・医療～（資料1：4ページ 事業番号11）】 【計画各論第7章～社会参加～（資料1：14ページ 施策の基本的方向性）】</p> <p>○（自立支援医療のうち精神通院医療の利用者数が突出していることに関連して）精神障がい者の生活において通院は重要な位置を占めているが、精神障がい者保健福祉手帳所持者には（身体障がい者手帳や療育手帳の所持者には適用されている）公共交通機関の利用料金割引がいまだに適用されておらず、精神障がい者は通院交通費の重い負担を余儀なくされている。市（行政）からも交通事業者に対して割引の適用を要請し</p>

てほしい。併せて、身体障がい者・知的障がい者関係団体からも（同じ障がい当事者の関係者として）交通事業者に対する働きかけをお願いできれば、と考えている。

【計画各論第5章～生活支援～（資料1：10ページ 事業番号26）】

○在宅の重度障がい者を対象とした訪問系障がい福祉サービスである重度訪問介護については、制度改正により（従来は身体障がい者のみが利用対象だったものが）知的障がい者、精神障がい者も利用できるようになったところであるが、本市ではそのようなサービス利用実績はあるか。

⇒（事務局より）現段階では本市における知的・精神障がい者の重度訪問介護の利用実績はない。

⇒（委員より）飯塚圏域ではそれらのニーズに対応できる十分な体制が整っていないと感じている。また、長期間の引きこもりなど困難な問題を抱えたケースに対応するために居宅（訪問）系サービスのみならず通所サービスなど様々な支援を組み合わせ提供する「重度障がい者等包括支援」も飯塚圏域には実施事業所が存在しない。県内では福岡市内に事業所があるので、支援の実施状況を参考にしたい。

【計画各論第5章～生活支援～（資料1：11ページ 事業番号32）】

○福祉タクシー利用券の一月あたり交付枚数を増やした結果、利用枚数も増加したということだが、どのような目的で使われているのか。また、これが本当に（交付対象である在宅の重度障がい者の）社会参加の促進につながったと言えるのか。

⇒（事務局より）交付対象者へのアンケート結果によると、用途として最も多いのは通院であり、次いで買物、理髪となっている。本市としては、タクシー利用券交付事業を「日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図る」ことを目的に実施しているので、今後も利用者の声を聴きながら制度のあり方について研究していきたい。

【計画各論第6章～就労～（資料1：12ページ 事業番号37）】

○市職員採用にあたり、身体障がい者対象区分を設けて採用試験を実施した（平成26年度は合格者なし）ということであるが、従来から本協議会において提起しているように、知的障がい者・精神障がい者についても（臨時的任用等の形態でも構わないので）市職員としての採用に向けて取り組むべきではないか。

⇒（事務局より）現段階で市職員としての採用実績を作るには至っていないが、本市としては障がい者施設への物品・役務の優先的な発注（優先調達）の推進を図っている。平成26年度は前年度に比べて調達額が大幅増となったところであり、これを通じて障がい者の就労促進に

	<p>寄与できたものと考えている。</p> <p>⇒（委員より）障がい者が市役所の仕事を、その人の障がい特性に応じて実際にやっている姿を見せることが、市民への（障がい者の就労という問題に関する）啓発につながるのではないかな。</p> <p>⇒（委員より）障がい者が働くということについて理解を深めるためには、実際に障がい者と触れあうことが大切である。また、知的・精神障がい者の雇用実績がある先進的な自治体を視察してみるのも一つの方法ではないかな。</p> <p>⇒（委員より）障害者総合支援法においては、（法律施行前までは）身体・知的・精神の種別で分けて捉えられていた支援のあり方を一元化する考え方によって制度が組み立てられている。これを踏まえたとき、市職員採用にあたって「身体障がい者対象区分」を設けるのは今日的に馴染まないのではないかな。</p> <p>⇒（委員より）この問題を前進させる糸口として、特別支援学校から職場実習生（インターンシップ）を受け入れる取り組みが始まったものと理解している。今後とも特別支援学校関係者と協議して、この取り組みを充実させるべきと考える。</p> <p>【議長（会長）による総括】</p> <p>○様々な意見交換を通じて、改めて障がい者をめぐる様々な問題についての市民・民間事業者等の意識を向上させることが大切であると感じた。今後、行政と障がい者団体等の連携により有意義な啓発が実施されることを期待したい。</p> <p>2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に係る取り組みについて</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料3・4に基づき説明。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答なし]</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 【資料1】 飯塚市障がい者計画 平成26年度推進状況等について ・ 【資料2】 第3期飯塚市障がい者計画の平成26年度推進状況 総括 ・ 【資料3】 障害者差別解消法のパンフレット ・ 【資料4】 障害者差別解消法の施行に伴う対応マニュアルの検討及び今後の推進について
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 なし)</p>
その他	